

文京区立図書館サービス向上検討委員会の公開等について（案）

1 会議等の公開の趣旨

文京区立図書館サービス向上検討委員会（以下「委員会」という。）は、区民と区との協働・協治のもと、原則として、会議を公開とし、区民等に会議の傍聴を認め、会議録を公表する。

2 委員会の開催の区民周知

委員会の開催案内は、日時、場所等を決定し、必要な事項を図書館ホームページ等に掲載し、周知する。

3 傍聴者の受付方法

傍聴者の受け付けは、委員会の開催当日、会場において先着順に行う。

4 傍聴者の禁止事項

次に掲げる者に対して、傍聴を断ることができる。

- (1) 危険物やマイク・プラカード・旗その他の示威行為に係るものなど他人に迷惑を加えるおそれがあるものを所持している者
- (2) 酒気を帯びている者
- (3) 委員会中に飲食・喫煙・携帯電話の使用・発言・拍手など会議を妨害し、又は他人に迷惑を加えた者
- (4) 上記に掲げる者のほか、委員会を妨害し、又は他人に迷惑を加えるおそれのある者

5 委員会の撮影等

委員会を撮影・録画・録音などをしようとする者は、あらかじめ委員長の許可を受けるものとする。

6 会議資料の取扱い

会議資料は、傍聴者にも配付する。

会議資料は、会議終了後速やかに（概ね1週間以内）行政情報センター（シビックセンター2階）に行政資料として配架し、あわせて区及び図書館ホームページに掲載し、公開する。

7 会議録の取扱い

会議録は、発言者名を表記した全文記録方式とする。会議録には、会議名、開催日時、開催場所、出席した委員の氏名、発言の内容、その他委員会が必要と認めた事項を記載する。

会議録の作成に当たっては、その内容の正確を期すため、出席した委員全員の確認を得るものとする。

会議録は、会議終了後速やかに未定稿の案文を作成し、その後の確認手続きを経て、会議開催から概ね1か月以内に公表する。

確認手続きを経た会議録は、会議資料とともに行政情報センター（シビックセンター2階）及び真砂中央図書館に行政資料として配架し、あわせて区及び図書館ホームページに掲載し、公開する。

8 その他

上記に掲げるもののほか、会議の公開等に関し必要な事項は委員会で定める。